**災害時要援護者名簿の自主防災組織への提供について**

【資料５】要援護者への通知文の例

地震などの災害発生時に、自力避難が困難な方々（災害時要援護者）の安否確認や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくりが重要です。

港南区では、災害対策基本法により災害時要援護者名簿を作成するとともに、同法及び横浜市震災対策条例に基づき、協定を結んだ自治会町内会へ名簿を提供しています。

あなた様は区役所が保有する災害時要援護者名簿に掲載されており、区役所と名簿の提供について協定を結んだ自治会町内会の区域内にお住まいです。今後、自治会町内会の役員などがご自宅に訪問して、避難に際して必要な事項をお伺いすることもあります。ご理解とご協力をお願いします。

なお、自治会町内会へご自身の情報を提供したくない場合は、同封した「**災害時要援護者名簿削除依頼書**」を区役所へご返送ください。

年　月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　港南区長

１　提供される情報（災害時要援護者名簿に載せる情報）

「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「電話番号その他の連絡先」

「避難支援等を必要とする事由（「介護」「障害」と記載されます）」

※希望する方は「緊急連絡先」を掲載することができますので、**「緊急連絡先届出書」**を

ご提出ください。

２　情報提供先

　○○自治会

※情報提供を行うにあたって、区役所と○○自治会は協定を締結しています。

３　**災害時要援護者名簿削除依頼書**の返送期限

年　月　日（　）

※自治会町内会へご自身の情報を提供したくない場合のみ、ご提出ください。

４　**緊急連絡先届出書**の返送期限

　　　年　月　日（　）

　　※自治会町内会に提供する名簿への掲載を希望し、名簿へ本人以外の緊急連絡先を掲載したい方のみ、ご提出ください。

【問合せ・ご相談】

港南区役所　高齢・障害支援課　高齢・障害係

住所：横浜市港南区港南４－２－１０

電話：８４７－８４５４ 　FAX：８４５－９８０９

【今回お知らせをお送りしている方】※自治会町内会に提供する災害時要援護者名簿に掲載される方

ご自宅で生活し、次の条件のいずれかに該当する方です。

①　介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方

ア　要介護３以上の方

イ　一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方

ウ　認知症のある方

②　障害者総合支援法のサービス支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者

③　視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、 身体障害者手帳１～３級の方

④　療育手帳（愛の手帳）Ａ１・Ａ２の方

* 年　月時点の状況に基づきお送りしています。

現在の状況と違う場合がありますので、ご了承ください。

■個人情報の取扱い

・区から提供された個人情報を管理する者及び個人情報を取り扱う者には、法律上の秘密保持義務があります。

・個人情報は災害に備えた日頃からの関係づくりのための活動のみに使用し、本人の同意なく目的以外のことに使用しません。

■自助について

この取組は、災害時に備えた日頃の関係づくりを目指すものです。自治会町内会へ提供される災害時要援護者名簿に掲載されることで、できる範囲で安否確認や避難支援等を行います。災害時に必ず助けがくることを保証するものではありません。

自治会や地域の方も被災する恐れがあります。一人ひとりが災害に備えて、必要な物資の少なくとも３日分の必要な物資の備蓄、災害時の避難先、緊急連絡先の確認、防災訓練への参加などの自助の取組をしておくことが大切です。

また、地域の方々と顔の見える関係を築いておくことも災害時には大きな力となります。